

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 文部科学省 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 58)

【学校の児童生徒が性犯罪被害者となった場合の学校内での取組】

- ・学校内において被害回復のための取組体制の実施
- ・担任・養護教諭等の性被害問題に精通した対応が重要
- ・個人情報の保護を図りながら取組がなされること
- ・被害者と加害者が同じ学校の場合は、被害少女の親と加害少年の親との修復的対話が必要な場合もあることから、一歩踏み込んだ対応を検討する必要がある。
- ・精神的治療が必要な場合、その時の遅刻・早退等に対して正しい理解・対応が望まれる

【検討結果】

性犯罪被害者である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図る。

【参考：関連する現行施策】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

(18) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 警察庁 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 59)

(再被害防止、暴力団の危害行為の未然防止)

警察で現在もやっているが、今まで以上にやってもらいたい。

【検討結果】

警察において、同じ加害者から再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」として指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止措置を引き続き推進する。

警察において、けん銃発砲や被害者・証人等に対する報復等の暴力団犯罪により危害を被るおそれのある者や被害関連施設等を予測し、広範囲に保護対象者を指定して保護対策を実施し、このため必要な装備資機材を配備する等、危害行為の未然防止の措置を引き続き推進する。

【参考：関連する現行施策】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

2 安全の確保

(5) 警察における再被害防止措置の推進

警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定し、防犯指導・警戒等を実施して行っている再被害防止の措置を推進する。

(6) 警察における保護対策の推進

警察において、暴力団等から危害を被るおそれのある者を「保護対象者」に指定して、危害行為の未然防止の措置を推進する。

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果
省庁名【法務省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号60)

【保釈に関する意見】

「加害者の保釈に関し、検察官が犯罪被害者等から事情を聞くなどにより、その安全確保を考慮して裁判所に意見を提出するよう、適切な対応に努めていく」とあるが、提出する意見として、被害者の安全により一層配意した内容を盛り込むようにしてほしい。

【検討結果】

御指摘のような要望がなされたことを踏まえ、検察官において、被告人に関する保釈申請があった場合には、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取するなどして、裁判所に提出する意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるとともに、その結果を犯罪被害者等に連絡するなど、その安全確保により一層配慮するよう努める。

【参考：関連する現行施策】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

2 安全の確保

(7) 保釈に関しての犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

法務省において、加害者の保釈に関し、検察官が、犯罪被害者等から事情を聞くなどによりその安全確保を考慮して裁判所に意見を提出するよう、適切な対応に努めていく。

【備考】

- ・ 検察官は、保釈に関し、裁判所に意見を提出する場合において、必要に応じて犯罪被害者等の事情聴取結果等も参考にし、保釈の要件の有無や保釈条件を検討している。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 警察庁 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 61)

警察・検察・裁判所への性暴力被害者に関する教育の再徹底してほしい。

【検討結果】

警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援室担当者による各警察署に対する巡回指導、被害者支援の体験記の配布等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を引き続き進める。

【参考：関連する現行施策】

- 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等
- (1) 職員等に対する研修の充実等

ア 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者対策室担当者による各警察署に対する巡回指導、被害者支援の体験記の配布等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果
省庁名【法務省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号61)

【関係者からの二次被害防止の徹底】

警察・検察・裁判所への性暴力被害者に関する教育の再徹底してほしい。被害者事情聴取における支援員、弁護士等の同席を認めてほしい。

(備考)

・裁判所においても犯罪被害者等に関する研修は行われているが、裁判所は行政機関ではないため、裁判所について基本計画に盛り込むことは困難であり、裁判所における研修についてはC。
・支援員・弁護士の同席については、犯罪捜査全般のあり方に影響を及ぼし、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであり、見直しの場で検討することは難しい。

【検討結果】

法務省においては、検察職員に対し、その経験年数等に応じた各種研修において、被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義を実施しているところ、今後も引き続き、研修内容の充実努めるなどし、性暴力被害者に関する理解を徹底してまいりたい。

【参考：関連する現行施策】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

(1) 職員等に対する研修の充実等

イ 法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。

エ 法務省において、検察官に対し、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図っていく。

【備考】